

医療対応型特別養護老人ホーム優先入所指針

1 基本方針

医療対応型特別養護老人ホームにおける優先入所基準及び入所決定の手続きについては、名古屋市特別養護老人ホーム優先入所指針（以下、「一般指針」という。）にかかわらず、この指針に定めるところによる。

2 定義

この指針において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 医療対応型特別養護老人ホーム

次のすべてを満たすものとして整備した特別養護老人ホームをいう。

ア 医療機関が併設（条件によっては隣接又は近接も可）されていること。

イ 看護職員を24時間配置していること。

ウ 医療的ケアの必要な方を定員の35%以上受け入れること又は、複数の医療的ケアを考慮した場合の受入れ割合が定員の40%以上であること。

エ 市内特養等向けの痰吸引等の医療的ケアにおける研修を実施すること。

(2) 医療的ケア

次の各号に掲げるものをいう。

ア 点滴の管理

イ 中心静脈栄養

ウ 透析

エ ストーマの処置

オ 酸素療法

カ レスピレーター

キ 気管切開の処置

ク 疼痛の看護

ケ 経管栄養

コ モニター測定

サ 褥瘡の処置

シ カテーテル

ス インスリン注射

セ 痰吸引

3 入所申込み後の状況の変更に伴う届出

入所申込書を提出した後、入所希望者等について以下の状況が変化した場合、入所申込者は書面にてその旨の届出をするか再度の入所申込みを行うものとする。

- ア 入所希望者の要介護度や認知症による中核症状、行動・心理症状変化
- イ 主たる介護者の変更
- ウ 必要な医療的ケアの内容、症状・程度
- エ その他入所の必要性に大きく関係する状況変化

4 入所決定

2（1）ウで定める割合以上になるよう、医療的ケアの必要な入所候補者より入所決定するものとする。

5 優先順位の決定方法

次の勘案項目について評価基準表（医療対応型用）により点数化し、合計点の高い順に優先順位を決定する。

- ①要介護度、認知症による中核症状、行動・心理症状
- ②医療的ケアの内容、症状・程度
- ③主たる介護者の状況
- ④他の要介護者等及び介護協力者の有無

なお、入所検討委員会の判断により、入所希望者等の個別事情を勘案する項目については、一般指針を準用する。

6 施設の状況による入所者決定の調整

入所順位は、一般指針の4及び上記5により決定するが、施設における適切な入所者処遇と適切な施設運営を図るため、医療的ケアの内容、症状・程度を勘案して入所者の決定を調整することができるものとする。この場合、入所直後の委員会において報告を行うとともに議事録に登載する。

7 適用時期

この指針は、平成29年4月1日から適用する。ただし、適用に向けた各種準備手続きについては、事前に進めることができるものとする。

8 準用

この指針に定めのないものについては、一般指針を準用する。